

広島市報

定期第1019号
平成27年4月30日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第1号）.....9
- 広島市事務分掌条例の一部を改正する条例（第2号）.....11
- 広島市土地利用審査会条例の一部を改正する条例（第3号）.....11
- 広島市行政手続条例の一部を改正する条例（第4号）.....11
- 広島市職員定数条例の一部を改正する条例（第5号）.....12
- 職員の自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する条例（第6号）.....12
- 広島市市税条例の一部を改正する条例（第7号）.....15
- 広島市農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（第8号）.....15
- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（第9号）.....15
- 広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部を改正する条例（第10号）.....21
- 広島市湯来福社会館条例の一部を改正する条例（第11号）.....21
- 広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（第12号）.....21
- 広島市阿戸認定子ども園条例（第13号）.....21
- 広島市保育の実施に関する条例を廃止する条例（第14号）.....22
- 広島市保育園条例の一部を改正する条例（第15号）.....22
- 広島市児童館条例の一部を改正する条例（第16号）.....23
- 広島市乳幼児等医療費補助条例の一部を改正する条例（第17号）.....23
- 広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（第18号）.....23
- 広島市子ども療育センター条例の一部を改正する条例（第19号）.....24

- 広島市介護保険条例の一部を改正する条例（第20号）.....24
- 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例（第21号）.....25
- 広島市環境影響評価条例の一部を改正する条例（第22号）.....26
- 広島市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例（第23号）.....26
- 広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（第24号）.....26
- 広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原土地区画整理事業等施行条例の一部を改正する条例（第25号）.....27
- 広島市公園条例の一部を改正する条例（第26号）.....27
- 広島市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第27号）.....27
- 広島市立学校条例の一部を改正する条例（第28号）.....28
- 広島市子ども図書館条例の一部を改正する条例（第29号）.....29
- 広島市火災予防条例の一部を改正する条例（第30号）.....29
- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第31号）.....29
- 広島市議会委員会条例の一部を改正する条例（第32号）.....30
- 広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（第33号）.....30
- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第34号）.....30
- 広島市市税条例等の一部を改正する条例（第35号）.....31

規 則

- 広島市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（第4号）.....32
- 広島市子ども療育センター条例施行規則の一部を改正する規則（第5号）.....34
- 広島市健康づくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第6号）.....34
- 広島市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（第7号）.....35

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則（第 8 号）	35	規則（第 2 9 号）	46
○給料等の支給に関する規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 9 号）	35	○一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 3 0 号）	46
○広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 0 号）	36	○広島市職員被服貸与規則の一部を改正する規則（第 3 1 号）	47
○広島市文化創造センター条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 1 号）	36	○広島市職員住宅貸与規則の一部を改正する規則（第 3 2 号）	47
○広島市介護保険規則の一部を改正する規則（第 1 2 号）	36	○広島市市税規則の一部を改正する規則（第 3 3 号）	48
○広島市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 3 号）	37	○広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則（第 3 4 号）	48
○広島市安芸市民病院事業財務会計規則の一部を改正する規則（第 1 4 号）	37	○広島市会計規則の一部を改正する規則（第 3 5 号）	49
○広島市衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 5 号）	37	○広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則（第 3 6 号）	50
○広島市道路占用規則の一部を改正する規則（第 1 6 号）	37	○広島市物品管理規則の一部を改正する規則（第 3 7 号）	50
○広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（第 1 7 号）	37	○広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（第 3 8 号）	51
○土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則（第 1 8 号）	37	○広島市競輪実施規則の一部を改正する規則（第 3 9 号）	51
○広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第 1 9 号）	38	○広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則（第 4 0 号）	52
○広島市事務組織規則の一部を改正する規則（第 2 0 号）	38	○広島市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（第 4 1 号）	52
○広島市危機管理監設置規則（第 2 1 号）	43	○広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則（第 4 2 号）	53
○地方自治法第 1 5 2 条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則（第 2 2 号）	43	○地方公営企業法第 3 9 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則及び市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部を改正する規則（第 4 3 号）	53
○広島市区長委任規則の一部を改正する規則（第 2 3 号）	43	○広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第 4 4 号）	53
○国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（第 2 4 号）	43	○広島市児童福祉施設設備基準等条例施行規則の一部を改正する規則（第 4 5 号）	54
○広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（第 2 5 号）	43	○広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 4 6 号）	54
○広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（第 2 6 号）	44	○広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（第 4 7 号）	54
○広島市公印管理規則の一部を改正する規則（第 2 7 号）	44	○広島市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則（第 4 8 号）	54
○広島市役所庁内取締規則の一部を改正する規則（第 2 8 号）	45	○広島市阿戸認定こども園条例施行規則（第 4 9 号）	59
○職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（第 2 9 号）	46	○広島市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 5 0 号）	62
		○広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則（第 5 1 号）	65

○広島市立幼稚園の授業料に関する規則（第52号）.....68

告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....70

○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定.....70

○地方税法による土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧.....70

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定.....71

○母子保健法施行規則による指定養育医療機関の指定辞退及び、母子保健法による養育医療を担当させる機関の指定.....71

○市営住宅の家賃の変更.....71

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....74

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....74

○路上駐車場の休止.....74

○広島市屋外広告物条例による景観形成広告整備地区の指定及び広告物景観形成指針を定める.....74

○平成27年度の路面復旧監督費の単価.....74

○広島農業振興地域整備計画の変更.....75

○公印の印影印刷.....75

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定.....75

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止.....75

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....76

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定辞退.....76

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開.....76

○公印の印影印刷.....76

○開発行為に関する工事の完了.....76

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....77

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....77

○自転車等の所有権の取得.....77

○路上駐車場の休止 2件.....77

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び生生活環境影響調査書の縦覧.....78

○市道の路線廃止.....78

○市道の路線認定.....78

○道路の区域決定.....79

○道路の供用開始.....80

○道路整備特別措置法による道路の区域変更.....81

○開発行為に関する工事の完了.....82

○広島市稲荷町自転車等駐車場の指定管理者の指定.....82

○広島市新白鳥駅自転車等駐車場の指定管理者の指定.....82

○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更.....82

○町の区域の設定等について.....82

○新たに生じた土地の確認について.....88

○開発行為に関する工事の完了.....88

○公印の印影印刷の廃止.....88

○公共下水道の供用開始.....88

○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始.....88

○農業集落排水処理施設の供用開始.....89

○平成26年3月28日付け広島市告示第148号の改正.....89

○昭和45年4月1日付け広島市告示第47号の改正.....89

○平成22年4月1日付け広島市告示第24

4号の改正.....	90	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	98
○介護保険法による指定地域密着型サービス 事業及び指定地域密着型介護予防サービス 事業の廃止.....	90	○都市公園の設置（東区）.....	98
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による指定医療機関の変更.....	90	○放置自転車等の撤去（東区） 2件.....	98
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための施術者の変更.....	90	○路線の起点及び終点の表示の変更（東区）.....	98
○自転車等の所有権の取得.....	91	○道路の区域変更（東区）.....	98
○介護保険法による事務の委託.....	91	○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....	98
○公印の印影印刷の廃止.....	91	○放置自転車等の撤去（東区） 4件.....	99
○出納員の事務の一部委任.....	91	○公告認定対象区域の認定の取消し（東区）.....	99
○広島市民球場東バス駐車場利用料金の取納 事務の委託.....	91	○放置自転車等の撤去（東区）.....	99
○私道の整備工事に要する経費を認定する場 合の上限となる額.....	92	○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....	99
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の届出事項の変更の届出.....	93	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	99
○介護保険法による指定居宅サービス事業及 び指定介護予防サービス事業の廃止.....	93	○放置自転車等の撤去（南区） 3件.....	100
○市長の職務の代理.....	94	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	100
○広島農業振興地域整備計画の変更.....	94	○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....	100
○開発行為に関する工事の完了.....	94	○道路の区域変更（南区）.....	100
○公共下水道の供用開始.....	95	○道路の供用開始（南区）.....	100
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の 処理開始.....	95	○放置自転車等の撤去（南区）.....	100
○公印の印影印刷.....	95	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	100
○市営住宅の家賃.....	95	○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....	101
○放置自転車等の撤去（中区）.....	95	○都市公園の区域変更（南区）.....	101
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	96	○放置自転車等の撤去（西区） 3件.....	101
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	96	○長期間駐車されていた自転車の移動（西区）.....	101
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	96	○建築基準法による道路の位置の指定（西区）.....	101
○放置自転車等の撤去（中区） 4件.....	96	○放置自転車等の撤去（西区）.....	101
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	96	○道路の区域変更（西区）.....	102
○放置自転車等の撤去（中区）.....	96	○道路の供用開始（西区）.....	102
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	97	○道路の区域変更（西区）.....	102
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	97	○道路の供用開始（西区）.....	102
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	97	○放置自転車等の撤去（西区） 3件.....	102
○放置自転車等の撤去（中区） 5件.....	97	○長期間駐車されていた自転車の移動（西区）.....	103
		○建築基準法に基づく告示対象区域における 一の敷地とみなすこと等の認定の取り消し （西区）.....	103
		○道路の区域変更（西区）.....	103
		○道路の供用開始（西区）.....	103
		○放置自転車等の撤去（西区）.....	103
		○長期間駐車されていた自転車の移動（西区）.....	103
		○放置自転車等の撤去（西区）.....	103
		○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐南区）.....	104
		○平成27年第1回緑井財産区議会定例会の 招集（安佐南区）.....	104
		○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....	104

- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....104
- 住居表示実施区域内の街区の区域変更（安佐南区）.....104
- 住居表示の実施（安佐南区）.....104
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....104
- 別所第二自治会の告示事項の変更（安佐南区）.....104
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区） 2件.....105
- 道路の区域変更（安佐北区）.....105
- 道路の供用開始（安佐北区）.....105
- 平成27年第1回小河内財産区議会定例会の招集（安佐北区）.....105
- 平成27年第1回高南財産区議会定例会の招集（安佐北区）.....105
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....106
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....106
- 建築基準法に基づく一定の複数建築物に対する特例の認定（安芸区） 2件.....106
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....106
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....106
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....106
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....106
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安芸区）.....107
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安芸区）.....107
- 道路の区域変更（安芸区）.....107
- 道路の供用開始（安芸区）.....107
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区） 2件.....107
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....108
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....108
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....108
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....108
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）.....108
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....108
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....108
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....109
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....109

- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....109
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....109
- 住居表示実施区域内の街区の区域変更及び設定（佐伯区）.....109
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....109
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....109
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....110
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....110

区 告 示

- 自動車臨時運行許可番号標の失効（中区）.....110
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（東区）.....110
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（南区）.....110
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）.....110
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（佐伯区）.....110

公 告

- 土地区画整理法による広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員のうち、宅地所有者のうちから選挙される委員の補欠選挙期日.....111
- 広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員の選挙に使用する選挙人名簿を公衆の縦覧に供する.....111
- 広島高速道路の料金及び料金の徴収期間の届出.....111
- 都市再開発法による市街地再開発組合の事業計画の変更の認可.....111
- 都市再開発法による広島駅南口Cブロック市街地再開発組合の事業計画の変更の認可.....111
- 土地改良事業の工事の完了.....111

選 管 告 示

- 平成27年3月2日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....112
- 平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日.....112
- 平成27年3月28日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の

組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数……………112

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額……………113

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における選挙会の場所及び日時……………113

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………113

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者……………113

○広島市選挙管理委員会告示第9号の表の一部の変更……………113

○農業委員会等に関する法律（所属の選挙区における選挙された農業委員会の委員の解任）の規定による選挙権を有する者の総数の2分の1の数……………113

区 選 管 告 示

○公職選挙法による、平成27年3月28日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（中区）……………113

○平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（中区）……………114

○公職選挙法による、平成27年4月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（中区）……………114

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（中区）……………114

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）……………114

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（中区）……………114

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（中区）……………114

○公職選挙法による、平成27年3月28日において選挙人名簿に登録した者の氏名、

住所及び生年月日（東区）……………115

○公職選挙法による、平成27年4月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（東区）……………115

○平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（東区）……………115

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（東区）……………115

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）……………115

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（東区）……………115

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（東区）……………115

○公職選挙法による、平成27年3月28日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（南区）……………116

○公職選挙法による、平成27年4月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（南区）……………116

○平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場の設置（南区）……………116

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の設置（南区）……………116

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（南区）……………116

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（南区）……………116

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（南区）……………117

○公職選挙法による、平成27年3月28日において選挙人名簿に登録した者の氏名、

住所及び生年月日 (西区).....	117	において選挙人名簿に登録した者の氏名, 住所及び生年月日 (安佐北区).....	119
○平成27年4月12日執行予定の広島市長 選挙におけるポスター掲示場の設置 (西区).....	117	○公職選挙法による, 平成27年4月2日に おいて選挙人名簿に登録した者の氏名, 住 所及び生年月日 (安佐北区).....	119
○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における期日前投票所の設置 (西区).....	117	○平成27年4月12日執行予定の広島市長 選挙におけるポスター掲示場の設置 (安佐 北区).....	119
○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における期日前投票所の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任 (西区).....	117	○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における期日前投票所の設置 (安佐北区).....	119
○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における投票記載所の候補者の氏名等の掲 示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び 日時 (西区).....	117	○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における期日前投票所の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任 (安佐北区).....	120
○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における開票に関し, 候補者から届出のあ った開票立会人となるべき者が10人を超 えるときのくじ又は同一の政党その他の政 治団体に属する候補者の届出に係るものが 3人以上あるときのくじを行う場所及び日 時 (西区).....	117	○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における投票記載所の候補者の氏名等の掲 示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び 日時 (安佐北区).....	120
○公職選挙法による, 平成27年4月2日に おいて選挙人名簿に登録した者の氏名, 住 所及び生年月日 (西区).....	118	○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における開票に関し, 候補者から届出のあ った開票立会人となるべき者が10人を超 えるときのくじ又は同一の政党その他の政 治団体に属する候補者の届出に係るものが 3人以上あるときのくじを行う場所及び日 時 (安佐北区).....	120
○公職選挙法による, 平成27年3月28日 において選挙人名簿に登録した者の氏名, 住所及び生年月日 (安佐南区).....	118	○公職選挙法による, 平成27年3月28日 において選挙人名簿に登録した者の氏名, 住所及び生年月日 (安芸区).....	120
○公職選挙法による, 平成27年4月2日に おいて選挙人名簿に登録した者の氏名, 住 所及び生年月日 (安佐南区).....	118	○平成27年4月12日執行予定の広島市長 選挙におけるポスター掲示場の設置 (安芸 区).....	120
○平成27年4月12日執行予定の広島市長 選挙におけるポスター掲示場の設置 (安佐 南区).....	118	○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における期日前投票所の設置 (安芸区).....	120
○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における期日前投票所の設置 (安佐南区).....	118	○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における期日前投票所の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任 (安芸区).....	121
○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における期日前投票所の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任 (安佐南区).....	118	○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における投票記載所の候補者の氏名等の掲 示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び 日時 (安芸区).....	121
○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における投票記載所の候補者の氏名等の掲 示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び 日時 (安佐南区).....	119	○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における開票に関し, 候補者から届出のあ った開票立会人となるべき者が10人を超 えるときのくじ又は同一の政党その他の政 治団体に属する候補者の届出に係るものが 3人以上あるときのくじを行う場所及び日 時 (安芸区).....	121
○平成27年4月12日執行の広島市長選挙 における開票に関し, 候補者から届出のあ った開票立会人となるべき者が10人を超 えるときのくじ又は同一の政党その他の政 治団体に属する候補者の届出に係るものが 3人以上あるときのくじを行う場所及び日 時 (安佐南区).....	119	○公職選挙法による, 平成27年4月2日に おいて選挙人名簿に登録した者の氏名, 住	
○公職選挙法による, 平成27年3月28日			

所及び生年月日（安芸区）.....121

○公職選挙法による、平成27年3月28日
において選挙人名簿に登録した者の氏名、
住所及び生年月日（佐伯区）.....121

○平成27年4月12日執行予定の広島市長
選挙におけるポスター掲示場の設置（佐伯
区）.....121

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における期日前投票所の設置（佐伯区）.....121

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における期日前投票所の投票管理者及びそ
の職務を代理すべき者の選任（佐伯区）.....122

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における投票記載所の候補者の氏名等の掲
示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び
日時（佐伯区）.....122

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における開票に関し、候補者から届出のあ
った開票立会人となるべき者が10人を超
えるときのくじ又は同一の政党その他の政
治団体に属する候補者の届出に係るものが
3人以上あるときのくじを行う場所及び日
時（佐伯区）.....122

○公職選挙法による、平成27年4月3日に
おいて選挙人名簿に登録した者の氏名、住
所及び生年月日（佐伯区）.....122

区選管委員長告示

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における不在者投票の投票記載場所（中区）.....122

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における不在者投票の投票記載場所（東区）.....122

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における不在者投票の投票記載場所（南区）.....122

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における不在者投票の投票記載場所（西区）.....123

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における不在者投票の投票記載場所（安佐
南区）.....123

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における不在者投票の投票記載場所（安佐
北区）.....123

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における不在者投票の投票記載場所（安芸
区）.....123

○平成27年4月12日執行の広島市長選挙
における不在者投票の投票記載場所（佐伯
区）.....123

人事委員会規則

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一

部を改正する規則（第1号）.....123

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
の一部を改正する規則（第2号）.....124

○広島市教育長の営利企業等の従事制限に関
する規則（第3号）.....124

教委規則

○博物館の登録に関する規則（第3号）.....124

○広島市教育委員会会議規則等の一部を改正
する等の規則（第4号）.....125

○広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務
専念義務の特例に関する条例施行規則（第
5号）.....126

○広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一
部を改正する規則（第6号）.....127

○広島市教科用図書採択審議会規則の一部を
改正する規則（第7号）.....127

○広島市国際青年会館条例施行規則の一部を
改正する規則（第8号）.....127

○広島市立幼稚園園則の一部を改正する規則
（第9号）.....127

○広島市子ども図書館条例施行規則の一部を
改正する規則（第10号）.....128

○指導が不適切である教諭等の認定の手続、
指導改善研修の実施等に関する規則の一部
を改正する規則（第11号）.....128

教委告示

○広島市教育委員会議（定例会）の開催.....128

○広島市教育委員会議（臨時会）の開催.....128

水道局規程

○広島市水道局職員の特種勤務手当に関する
規程の一部を改正する規程（第1号）.....128

○広島市水道局就業規則等の一部を改正する
規程（第2号）.....129

○広島市水道局職務権限規程の一部を改正す
る規程（第3号）.....129

○広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正
する規程（第4号）.....130

監査公表

○広島市職員に関する措置請求に係る監査結
果について.....130

○監査の結果（指摘事項）に対する措置事項
及び監査の意見に対する対応結果の公表.....133

○包括外部監査の意見に対する対応結果の公
表.....135

○広島市職員に関する措置請求に係る監査結
果について 2件.....136

正 誤

条 例

広島市条例第1号

平成27年3月13日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

別表第1に次のように加える。

59	西風新都石内東地区	広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）西風新都石内東地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
----	-----------	--

別表第2に次のように加える。

59 西風新都石内東地区

建築制限の事項	区分地区	建築制限の内容
建築物の用途の制限	低層専用住宅地区A	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（住戸数が3以上の長屋を除く。） (2) 兼用住宅（令第130条の3に規定する住宅をいう。） (3) 共同住宅（住戸数が2のものに限る。） (4) 集会所 (5) 幼稚園 (6) 保育所その他これに類するもの (7) 診療所 (8) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める公益上必要な建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）
	低層専用住宅地区B	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 兼用住宅（令第130条の3に規定する住宅をいう。） (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 集会所 (5) 幼稚園 (6) 保育所その他これに類するもの (7) 診療所 (8) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める公益上必要な建築物 (9) 令第130条の5の2各号に掲げる用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メー

	トル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (10) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）
複合施設地区A及び複合施設地区B	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（店舗等に附属するものを除く。）に限る。） (3) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの（鉄筋コンクリート造り等の遮音上有効な建築物内に設置るものを除く。） (5) 法別表第2(ハ)項に掲げる建築物 (6) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業に係る建築物 (7) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの
商業・業務地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（店舗等に附属するものを除く。）に限る。） (4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの（鉄筋コンクリート造り等の遮音上有効な建築物内に設置るものを除く。） (6) 法別表第2(チ)項に掲げる建築物 (7) 風営法第2条第1項第1号から第7号までに掲げる風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建築物
流通・業務地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（店舗等に附属するものを除く。）に限る。） (4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの（鉄筋コンクリート造り等の遮音上有効な建築物内に設置るものを除く。） (6) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業に係る建築物 (7) 法別表第2(ニ)項に掲げる建築物 (8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの
付帯施設地区	都市計画法施行令第29条の7第1号に定める道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物以外の建築物は、建築してはならない。
保全地区	巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める公益上必要な建築物及

<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>低層専用住宅地区A、低層専用住宅地区B及び複合施設地区A</p> <p>複合施設地区B</p> <p>商業・業務地区</p> <p>流通・業務地区</p>	<p>びこれらに附属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>165平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 集会所 (2) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める公益上必要な建築物</p> <p>300平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 集会所 (2) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める公益上必要な建築物</p> <p>1,000平方メートルとする。ただし、巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>300平方メートルとする。ただし、巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。</p>		<p>(3) 前2号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>ア ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分 イ 簡易な構造の自動車庫 ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>(ア) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が5分の1以下であること。</p> <p>エ 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4第4号若しくは第5号に掲げるもの オ 門又は塀 カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの</p>
<p>壁面の位置の制限</p>	<p>低層専用住宅地区A及び低層専用住宅地区B</p> <p>複合施設地区A及び複合施設地区B</p>	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上としなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>ア ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分 イ 簡易な構造の自動車庫 ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>(ア) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が5分の1以下であること。</p> <p>エ 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4第4号若しくは第5号に掲げるもの オ 門又は塀 カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの</p> <p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。</p> <p>ア 幅員14メートル未満の道路 1メートル イ 幅員14メートル以上の道路 3メートル ウ 隣地境界線 1メートル</p> <p>(2) 住宅（住戸数が1のものに限る。）に対する前号イの規定の適用については、同号イ中「3メートル」とあるのは、「1メートル」とする。</p>	<p>商業・業務地区及び流通・業務地区</p>	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。</p> <p>ア 幅員6メートル以上12メートル未満の道路 2メートル イ 幅員12メートル以上14メートル未満の道路 3メートル ウ 幅員14メートル以上の道路 5メートル エ 隣地境界線 1.5メートル</p> <p>(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>ア ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分 イ 簡易な構造の自動車庫 ウ 立体遊歩道その他これに類する施設</p> <p>エ 道路の境界線又は隣地境界線を挟んで一体的に利用される互いの建築物の部分 オ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>(ア) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が5分の1以下であること。</p> <p>(ウ) 建築物の部分から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上であること。</p> <p>カ 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4第4号若しくは第5号に掲げるもの キ 門又は塀 ク アからキまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの</p>